

# 川崎市立京町小学校いじめ防止基本方針

## 1 令和4年度 学校経営計画

・小学校学習指導要領  
・かわさき教育プラン  
・学校評価

### 学校教育目標

～ともに育ち ともに創る学校～

- 思いやりのある子
- すすんで学ぶ子
- 自分で考え、行動する子

### 学校経営方針

豊かな心でふれあう学校

- ・関わり合いを大切にし、コミュニケーション能力を育てる
- ・児童理解に努め、児童指導・児童支援の充実を図る

学びを楽しむ学校

- ・基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに、思考力・表現力を培う授業をつくる

健康で安心な学校

- ・健康や安全に対する児童の意識を育てる
- ・お互いの考えを認め合い互いの人権を尊重しあえる姿勢を育むとともに歩み、つながり合う学校
- ・学校から情報発信を行い、地域の教育力を生かす

### 学校イメージ

よろこび

いっぱい

夢いっぱいの

子どもたち

## 中期学校経営目標（5年目標）

- ① コロナ禍で難しくなってしまった「関わり合い」を、多様な方法で工夫していく。
- ② 学習指導要領の趣旨を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」になるよう授業実践を積み重ねる。
- ③ GIGA スクール構想に向け、授業や学校教育活動に ICT を活用する。
- ④ 健康教育・安全教育の推進と充実を図る。
- ⑤ 地域や保護者と、それぞれの役割を理解・連携し、学習環境を整える

## 短期学校経営目標（今年度の重点目標）

- ① 児童の言動をよく見て、その背景を考え、児童理解に努める。全職員で共通理解を図り、児童指導児童支援をすすめる。
- ② 新型コロナウイルス感染予防対策を講じながらカリキュラム編成等を工夫し、新しい学校教育活動を創造していく。
- ③ 「主体的・対話的で深い学び」になるように「学習課題」「探求」「学習形態」等を考えた授業を目指す中で、GIGA の活用を進める。
- ④ 言語能力の向上を目指し、「問題をとらえる」「自分の考えをもつ」「考えを説明する」等の学習場面を大切にす。
- ⑤ 業務の効率化と働き方改革を進める
- ⑥ 子どもや保護者に信頼される教職員をめざす
- ⑦ 京町小の 66 年間の歴史を大切に、全職員が「チーム京町」として力を合わせて学校を創っていく

## 重点に係る具体的な取組

- ・支援教育コーディネーターを中心にした、いじめや不登校の未然防止、適切な対応を学校組織全体で取り組む基盤を築く。
- ・学校の取組みを保護者や地域が知り、理解の上に協働体制を組み、開かれた学校づくりを推進する。学校ホームページの充実。
- ・授業研究を中心とした研究の推進。授業観察指導を通して個々の教師への個別対応研修の充実。
- ・健康で安全な生活を自ら実践できる児童を育むための健康教育の見直しと充実に取り組む。

### 2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

### 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

### 4 学校が実施する取組

#### (1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

#### ① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

#### ② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

#### ③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

#### ④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

## (2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

### ① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面で言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

### ② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

### ③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

## (3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報を共有します。

## (4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

### ① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

### ② いじめられた児童生徒への支援

- もともと信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

### ③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行います。

#### ④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

#### ⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

### 5 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態とといいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

#### (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

## 6 令和4年度 いじめ防止対策組織・役割分担

### 【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長、教頭、総括教諭、教務主任、学年主任、支援級主任、  
支援教育コーディネーター、教育相談担当、養護教諭、  
学校巡回カウンセラー、スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

### 【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（校長・支援教育コーディネーター）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・（校長・支援教育コーディネーター）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・（校長・支援教育コーディネーター）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・（校長・支援教育コーディネーター）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（総括教諭・道徳主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・（校長・支援教育コーディネーター）

### 【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）  
1年・・・・・・・・・・・・（学年主任）      2年・・・・・・・・・・・・（学年主任）  
3年・・・・・・・・・・・・（学年主任）      4年・・・・・・・・・・・・（学年主任）  
5年・・・・・・・・・・・・（学年主任）      6年・・・・・・・・・・・・（学年主任）  
むぎっ子級・・・・・・・・・・・・（学年主任）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）

### 【生徒・保護者・地域との連携】

- ・代表委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（代表委員会担当）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任）

### 【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（校長・支援教育コーディネーター）
- ・家庭センター（児童相談所）との連携・・・・・・・・・・・・（校長・支援教育コーディネーター）

## 7 令和4年度 いじめ防止等対策年間計画

| 月  | 活動内容 (校内いじめ防止対策会議・児童指導・支援部会・職員会議等)   |
|----|--|
| 4  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針・重点目標の確認</li> <li>・構成員の確認・役割分担</li> <li>・年間指導計画確認</li> <li>・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修</li> <li>・かわさき共生＊共育プログラムの取組について</li> <li>・学校生活アンケート実施に向けた内容検討</li> <li>・第1回効果測定の実施</li> </ul> |
| 5  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回効果測定の結果を受けての対応について</li> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・いじめ防止標語の募集 (代表委員会)・ポスター制作</li> </ul>  |
| 6  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・第1回学校生活アンケートの実施・集計・聞きとり</li> <li>・第1回学校生活アンケート結果を受けての対応について</li> <li>【児童指導点検強化月間】の取組<br/>(いじめ防止標語の募集)</li> </ul>                                      |
| 7  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・教育相談週間の実施</li> <li>・夏休み期間中の対応確認</li> </ul>  |
| 8  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・いじめの防止対策に関する研修会</li> </ul>  |
| 9  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回効果測定の実施・集計・分析</li> <li>・第2回効果測定の結果を受けての対応について</li> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認</li> </ul>  |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・学校評価アンケートの内容の検討</li> <li>・第2回学校生活アンケートの実施・集計・聞きとり</li> </ul>  |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・学校生活アンケート結果を受けての対応について</li> </ul>   |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・学校評価アンケートの実施・集計</li> <li>・教育相談週間の実施</li> </ul>  |
| 1  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・学校評価アンケートの分析</li> <li>・第3回効果測定の実施・集計・分析</li> <li>・第3回効果測定の結果を受けての対応について</li> </ul>  |

|   |  |
|---|--|
|   |  |
| 2 | <b>【学校体制振り返り月間】</b> の取組<br>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認<br>・今年度の反省→学校評価への反映 |
| 3 | ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認<br>・来年度に向けての基本方針の見直し                           |

◎本校のいじめ防止に向けた取り組み

教職員の取り組み

- ・支援教育コーディネーターの児童の見守りによるいじめや不登校の未然防止
- ・児童情報交換での教職員の児童の情報共有
- ・支援教育についての研修会
- ・学校生活アンケートの実施
- ・かわさき共生＊共育 効果測定の実施
- ・いじめ未然防止研修会の実施
- ・交換授業や専科によるクラスの枠にこだわらない学年での協力指導
- ・縦割り班活動の異学年集団の指導による児童全体への目配り

児童の自主的な取り組み

[自主的な企画・運営]

- ・代表委員会や各委員会によるよりよい学校にするための話し合いや活動  
1年生を迎える会 6年生を送る会
- ・あいさつ運動
- ・委員会集会による人間関係づくりのための取り組み

[交流活動の活性化]

- ・縦割り班活動（常時活動・行事での異年齢集団による交流）
- ・委員会活動（花いっぱい運動、声かけ運動）
- ・小中連携活動（中学校体験入学・職業体験での交流）
- ・町内会、子ども会など地域行事での交流活動

[啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの作成
- ・年間テーマの設定、掲示

保護者の取り組み（PTA活動）

- ・広報誌での呼びかけ

地域住民の取り組み

- ・情報交換会
- ・地域での見守り活動
- ・保護者によるあいさつ運動
- ・広報紙での呼びかけ